

基山町農業委員会会議録

令和元年9月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名

欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第23号議案	農農地法第3条の規定による許可申請	1件
第24号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	2件
報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第25号	農地法第5号第1項第6号による農地転用届出受理報告	1件
報告第26号	農地法第18条の規定による届出受理報告	2件
その他(1)	非農地認定	
その他(2)	令和元年度秋期農作業標準賃金	

審議開始 9時00分

審議終了 10時00分

令和元年9月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和元年第9回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第23号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第23号議案1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が10,229㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区公民館の南側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

譲受人は農業用機械もあり、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第23号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第24号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第24号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山町キャンプ場南側下にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

借受人は養蜂をされます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第24号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第24号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第24号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第24号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山町キャンプ場南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

借受人は牧草と薬草を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第24号議案2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第24号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第24号朗読

この件につきましては、相続により農地を取得されましたので、届出がありました。令和元年8月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようでしたら報告第24号を終わります。次に、報告第25号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第25号朗読

この件につきましては、譲受人が市街化区域内農地に建売住宅の分譲のため転用するものです。水利組合から排水同意もとられており、水利の問題もないと考えます。市街化区域の案件のため、会長専決により、令和元年7月25日付けで受理通知書を交付しております。場所は6区八辺集落内の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

周辺は住宅街ですので、問題ないと思われます。

10番委員

住宅街の農地であり、排水同意もとられており問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第25号を終わります。次に、報告第26号農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第26号1番朗読

この件につきましては、令和元年8月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら報告第26号1番を終わります。

次に、報告第26号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第26号2番朗読

この件につきましては、令和元年8月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら、報告第26号2番を終わります。

次にその他(1)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)の1 説明

非農地認定を求めます。現地の写真をご覧ください。長年耕作がなされておらず現況は山林の様相を呈しています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

農地パトロールでも確認しました。耕作できる田畑ではないように思われます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようでしたら、その他(1)の1につ

いて認定される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（１）の１は、全員一致で認定します。

次にその他（１）の２について事務局より説明をお願いします。

事務局

非農地認定を求めます。長年耕作がなされておらず現況は雑木と雑草の様相を呈しています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

農地パトロールで確認しました。雑木、雑草が生い茂り耕作できる畑ではないように思われます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようでしたら、その他（１）の２について認定される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（１）の２は、全員一致で認定します。

次にその他（２）令和元年度秋期農作業標準賃金について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（２）説明

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますので、今回は前回より若干減となっております。

委員会で承認をいただきましたら、９月１５日の広報に掲載したいと思いま

す。

また、「この金額は標準賃金ですので、田の形状等勘案して双方で調整してください。」の文言を入れたいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようでしたら、その他（２）について承認される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

その他（２）は、全員一致で承認します。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和元年 9 月 3 日

署名人

議 長

委 員

委 員